

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第13号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、「NHK松山放送局営業推進部は、本人に説明せず無断で、本人のNHK放送受信契約書に、本人の字体を真似て『アパート名と室番号』を書き込んでいるが、① 本人に説明せず無断で文書変造を行った職員、② 本人に説明せず無断で文書変造を行った理由、③ 本人に説明せず無断で文書変造できる法的根拠が記載された文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がいずれも存在しないため開示することができないとした。

これに対して、本人から②及び③について再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

なお、開示の求めの文書は、いずれも保有個人データではないので、NHK個人情報保護規程第18条1項2号の個人情報開示の求めの対象文書ではなく、NHK情報公開規程第3条の開示の求めの対象文書である。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成26年8月5日（第198回審議委員会）個人情報 第13号諮問、審議、答申